

介護予防福祉用具購入費補助金の手続きについて

介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストにより事業対象者に該当した 65 才以上の方を対象に、必要な福祉用具に係る購入費用の補助が受けられるようになりました。

●対象者

- ・西東京市介護保険の被保険者で、介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストにより事業対象者に該当した 65 才以上の方
- ・専門職によるアセスメントにおいて、福祉用具の利用が必要と認められた方

●対象品目

- ・歩行補助つえ
- ・入浴補助用具
- ・スロープ
- ・歩行器

いずれの品目も、介護保険福祉用具の購入対象品に限ります。

TAIS コードの有無等でご確認ください。



※西東京市内の特定福祉用具販売事業者からの購入品に限ります

●補助対象額・利用上限額

- ・50,000 円 ※自己負担額を含む
- ・1 人につき 1 回限り補助をする。
※自己負担額は介護保険での負担割合に準ずる。生活保護受給者についても同じ。
- ・金額の範囲内であれば、複数の種類の福祉用具購入も可。
(ただし、50,000 円を超える金額は自己負担です。)

例) 1 割負担の方が 30,000 円のシャワーチェアと、20,000 円の 4 点杖を購入した場合



45,000 円の補助金が交付され、5,000 円を自己負担することになります。

申請手続までのプロセス

- ・ 購入前に、必ず同行訪問アセスメント、またはケアマネジャーによるアセスメントを実施してください。
- ・ アセスメントにおいて、用具の必要性が認められた場合に補助対象となります。
- ・ 申請書の提出は購入後に、行っていただきます。
- ・ 支払いは、用具を購入された方へ支払います（償還払いと同様です。）

パターン①

新規の事業対象者または
3か月以上サービス利用がない方

同行訪問
アセスメント
利用の必要性の確認

用具の選定
ケアマネジャー・福祉用具事業者と共に
選定

購入
購入後に必要書類を添えて
申請

パターン②

事業対象者で、3か月以内に総合事業
のサービス利用がある方

担当ケアマネによる
アセスメント
利用の必要性の確認

用具の選定
ケアマネジャー・福祉用具事業者と共に選定

購入
購入後に必要書類を添えて
申請

申請書の提出について

【申請時に必要なもの】

- ・介護予防福祉用具購入費補助金交付申請書
- ・購入した際の領収書 ※宛名が利用者様のフルネームの物
- ・同行訪問アセスメントの記録（実施した場合のみ）

👍ポイント

- ・介護保険の福祉用具購入と同様に、有資格者による必要性の確認を実施していることと、用具が必要な理由に着目して審査をします。
- ・申請書の理由の記載については、担当ケアマネジャー、地域包括支援センターの担当職員、福祉用具専門相談員のいずれかが、ご記入ください。
- ・同行訪問アセスメントを実施した場合には、アセスメントの記録と、申請書に記載された理由と照らし合わせて審査をします。

その他の留意事項

●購入後のアンケートについて

- ・購入した日から3か月後を目安に、給付適正化指導員による電話によるアンケートを実施します。
- ・利用状況の点検・評価を実施し、利用による効果を検証するためのアンケートですので、ご利用者様にはご協力いただけるよう、お伝えください。

●歩行補助つえ、スロープ、歩行器について

- ・上記の福祉用具については、介護保険給付においてレンタルも可能です。
- ・本補助金は原則1回のみでの交付となるため、ご利用者様の状態が安定していない場合など、すぐに品目の変更が想定される場合は、介護認定申請をし、福祉用具貸与をご利用されることを検討してください。

●提出の受付について

- ・申請書は、地域包括支援センター、委託先のケアマネジャー、福祉用具事業所のいずれかの方がご提出ください。
- ・提出先：田無第二庁舎1階 高齢者支援課

（やむを得ず保谷へ提出をされる場合は事前に、介護調整係へご連絡ください。）

担当：西東京市健康福祉部高齢者支援課介護調整係 042-420-2813